

第 14 章 用地補償

第 1 節 総 説

砂防設備の管理に必要な用地を買収することは、将来砂防設備を適正に管理するうえにおいて、必要な用地の権原を取得することにある。したがって、砂防事業の実施に伴う用地の買収範囲は次に示すとおりとするが、残地補償が生じる場合、法勾配および地質等によりやむを得ない場合、又はその他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、この限りではない。

第 2 節 えん堤工

2.1 えん堤敷

掘削線の突出点を結ぶ線から+2.0m とする。

解説

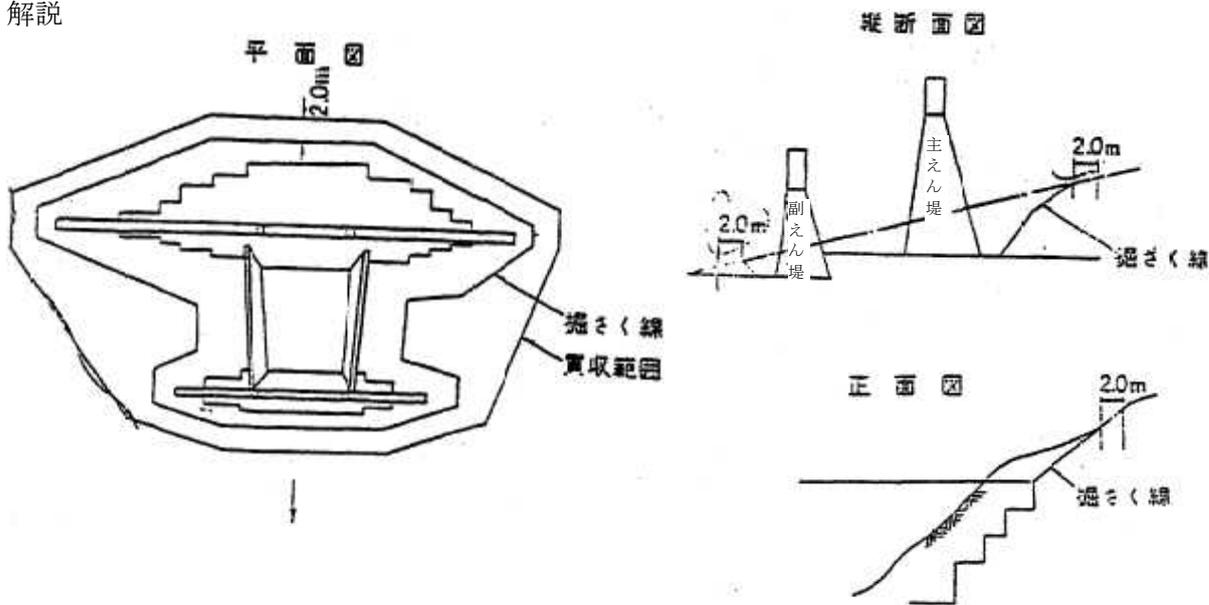


図 2-14-1 えん堤敷の用地買収範囲

2.2 堆砂敷

1. 不透過型えん堤  
 平常時堆砂線、計画高水位、余裕高に囲まれる範囲。  
 ただし、堆砂敷の上流側で計画堆砂線(土石流が貯まる線)が上記範囲を上回る場合は計画堆砂線までを取得範囲とする。
2. 透過型えん堤、部分透過型えん堤  
 計画堆砂線に囲まれる範囲。

解説

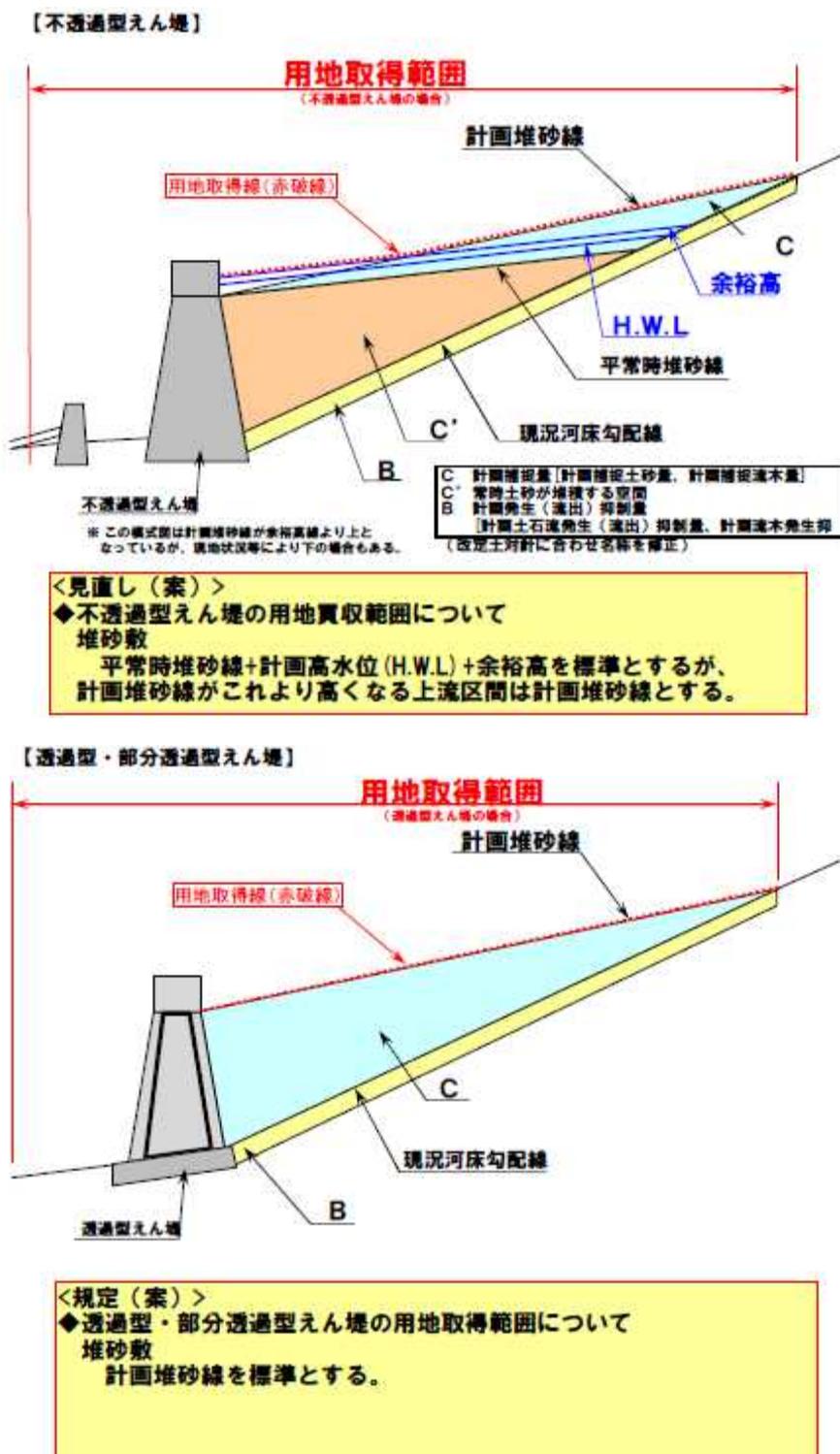


図 2-14-2 堆砂敷の用地買収範囲

第3節 溪流保全工

1. 溪流保全工の場合は、砂防設備を適正に管理するうえにおいて、必要な管理用道路が確保できる幅とする。
2. 山地部切土については切土法肩から2.0mとする。
3. 築堤の場合は、法尻+0.5mとする。
5. 床固工及び帯工はえん堤敷に準ずる。

解説

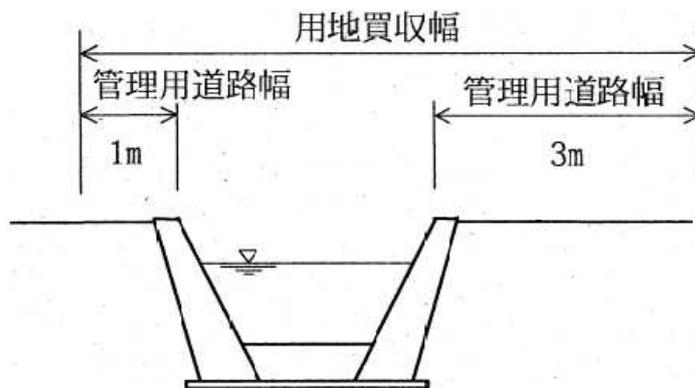


図 2-14-3 溪流保全工（一般部）の用地買収範囲

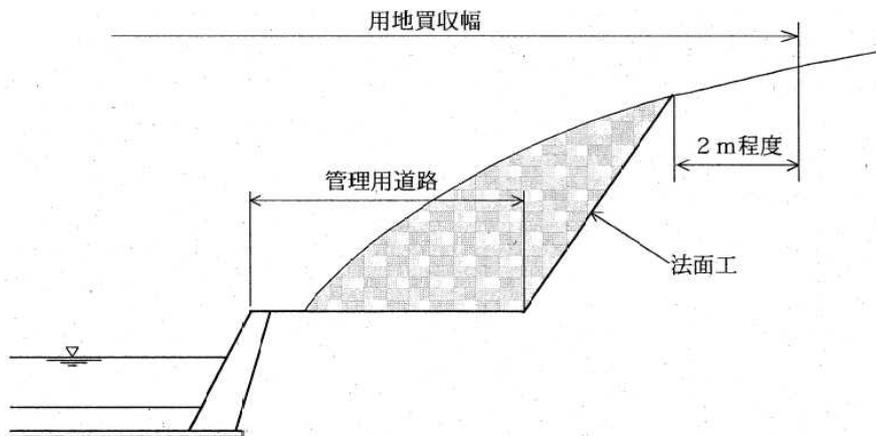


図 2-14-4 溪流保全工（山地部切土）の用地買収範囲

第4節 その他

ケーブルクレーン、バッチャープラント、骨材ビン、その他これに類する設備等の敷地ならびに工事用道路の用地については、原則として借り上げとするものとする。

国有林については、河川敷（えん堤敷、堆砂敷等の砂防設備敷きを含む）は所管換とし、その他の用地は借り上げとする。